

令和元年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（11号）						
招集年月日	令和元年9月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年9月5日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和元年9月5日 午後2時15分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	△	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	3番 難波文美 4番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	総務課長	土肥克也	○	教育課長	木下尚宏	○
	企画財政課長	片山守	○	会計管理者	田中伸明	○
	税務課長	那須正吾	○	農林振興課長	甲斐真也	○
	町民課長	宮原恵美子	○	商工観光課長	北口俊朗	○
	生活福祉課長	上村哲夫	○	建設課長	大藪哲夫	○
	高齢福祉課長	出田茂	○	上下水道課長	林敬一	○
	健康推進課長	松本良一	○	農業委員会事務局長	船津宏	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第11号）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第15号 | あさぎり町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第16号 | あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第17号 | あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第18号 | あさぎり町農産加工センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第19号 | あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第20号 | あさぎり町乗合タクシー運送事業補助条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第21号 | あさぎり町280MHz デジタル防災同報無線システム整備工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 8 | 報告第11号 | 専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第 9 | 議案第22号 | 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第10 | 議案第23号 | 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第24号 | 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第25号 | 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第27号 | 有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入れについて |
| 日程第14 | 議案第28号 | 有機センターホイルローダーの買入れについて |
| 日程第15 | 認定第 1号 | 平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第16 | 認定第 2号 | 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第17 | 認定第 3号 | 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第18 | 認定第 4号 | 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第19 | 議案第26号 | 平成30年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第20 | 認定第 5号 | 平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第21 | 認定第 6号 | 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第22 | 認定第 7号 | 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第15号 | あさぎり町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第16号 | あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第17号 | あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 4 議案第 18号 あさぎり町農産加工センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 19号 あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 20号 あさぎり町乗合タクシー運送事業補助条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 21号 あさぎり町 280MHz デジタル防災同報無線システム整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 報告第 11号 専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 9 議案第 22号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 10 議案第 23号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 11 議案第 24号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 12 議案第 25号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 13 議案第 27号 有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入れについて
- 日程第 14 議案第 28号 有機センターホイルローダーの買入れについて
- 日程第 15 認定第 1号 平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 16 認定第 2号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 17 認定第 3号 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 18 認定第 4号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 19 議案第 26号 平成30年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 20 認定第 5号 平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 21 認定第 6号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第 22 認定第 7号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)

午前10時 開 会

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。着席ください。

◎議長(徳永 正道君) ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。ここで、先般の溝口議員の一般質問への調査結果報告の申し出が生活福祉課よりありますのでこれを許可します。生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい。おはようございます。14番議員の一般質問の中で、調査確認を行いましたので報告をさせていただきます。令和元年度分の保育所等整備事業の検討協議を行った調書の中で、国土強靱化計画の有無の確認チェック欄が表の中にあります。この点につきまして、無と回答をしたところでございますが、議員のほうから有であった場合についての変更ってどうか事業内容に変更があるのかとい

ったようなお尋ねでございました。県を通じ確認をいたしましたところ各省庁の国土強靱化事業の中で、厚生労働省の保育所等整備交付金事業がこの国土強靱化事業の対象事業となっているということでございます。本町につきましてはまだ計画策定ではなかったということで再度県より計画の有無について再確認がございましてこの協議書の中で無回答したところでございます。仮に有で策定を行っており、有で回答した場合においても、補助事業の内容につきましては変更があるものではないということでございました。ただ、計画に掲載された事業として採択という点においては採択されやすいのではないのでしょうかといったような旨の回答が県からあった次第でございます。以上報告終わります。

◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第15号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第15号、あさぎり町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第15号あさぎり町森林環境譲与税基金条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するため、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てるため基金を設置したいので、本条例を設定する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。おはようございます。それでは、議案第15号について説明いたします。昨年創設され今年度から受け入れをしております森林環境譲与税を市町村は間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に要する経費の財源として活用を行いますが、次年度以降においても活用が図られるように基金条例を整備するものです。下のほうに附則としましてこの条例は公布の日から施行するものです。先般の説明の中で、この森林環境譲与税の配分の割合等につきまして誤って説明しておりますので再度説明をさせていただきます。私有林人工林面積分で50%です。林業就業者分で20%、市町村の人口分で30%となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第16号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第16号、あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第16号、あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について提案いた

します。提案理由を申し上げます。住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。議案第16号について御説明申し上げます。本改正条例は、住民基本台帳法施行令の一部改正によりまして、住民票などに旧字の記載が可能になることに伴いまして、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、総務省から発出されました印鑑登録事務処理要領の一部改正に準拠した形で改正を行っております。説明の中で、旧氏と言いますのは、主に婚姻や養子縁組などの届け出をする前の苗字旧姓のことを言います。3ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。第2条の登録資格では、本町が備える住民基本台帳に記録されているものは、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができますとございます。第5条第1項第1号及び第2号、次のページになりますが、第7条第1項第3号及び第13条第1項第3号では、旧氏の字句の追加等に係る改正でございます。また、第7条第2項で、磁気テープを磁気ディスクに改めるなど用語の整理もあわせて行っております。2ページに戻っていただきまして、附則としましてこの改正条例につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日と同日でございます令和元年11月5日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第17号、あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第17号あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正する場条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは、議案第17号を説明いたします。今回の改正につきまし

ては、10月1日からの消費税の引き上げに伴いまして、幼児教育保育の無償化を実施するための本条例の上位法令であります内閣府令特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、内閣府令の改正内容に準じて本町の条例の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、現行の町の条例が内閣府令に準じて小学校就学前の子供の立場に立った良質かつ適切な例となるよう一部改正を行うものとなっております。無償化の概要につきましては、3歳児から5歳児までが対象となります。また、0歳から2歳児までは非課税世帯の子供が対象となっております。22ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。まず、用語の改正条項の削除や追加を含めまして、(番号のずれなど多くありますので、要点の説明とさせていただきます。まず題名の改正でございますが、内閣府令の改正に準じまして、並びに特定子供子育て支援施設等の文字を挿入いたしております。特定子育て支援施設につきましては、子育てのための施設等利用給付を行う施設ということでございまして、あさぎり町に該当する施設は預かり保育事業を行う認定こども園四つの園が対象となります。次の目次につきましては、題名の変更にあわせまして、現行の基準を第1章として、項目の構成につきましても、第2章と第3章を節に節を管に変更し、次のページの最上段に第2章を追加いたしております。次ページをお願いいたします。第1章、第1節総則の第2条、定義から各ページにわたりまして支給認定という用語が出てまいります。この用語につきましては、預かり保育も無償化対象となりますことから、教育保育給付認定に変更しております。第12号以下各号の追加につきましては、無償化に伴い、新たに定義する必要が生じた事項につきまして追加を行ったものでございます。25ページをお願いいたします。第3条に一般原則としての規定がありますが、ここに今回の無償化の趣旨である子供の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたとする旨の条文表現を追加したところでございます。30ページをお願いいたします。第13条利用者負担額等の事業に関する規定の改正につきましては、教育保育施設が保護者から支払いを受ける保育料につきましては、今回から満3歳以上が無償化されるため、満3歳未満の保育料に限定する条文表現としております。括弧書きの中の法第27条第3項第2号は、所得に応じて市町村が定める保育料の額のことを表現いたしております。次のページをお願いいたします。1番下の行になりますが、次のページにかけまして、第4項第3号の規定におきましては、食事の提供括弧書きで次に掲げる者を除くとして、副食費としての数やおやつ提供に要する費用については、保護者から支払いを受けることができる費用としております。次のページをお願いいたします。32ページから33ページの上段にかけましての各号の規定が次に掲げる者を除くと規定した副食費の無償となる部分でございまして、各項目に定める金額が国が定める保育料基準額で市長村民税の所得割合算額で年収360万未満相当世帯の子供が3人以上いる他子世帯については減免される内容の規定となっております。次の33ページをお願いいたします。このページの中程の片仮名のウの規定では、満3歳未満の子供については副食費については今後も保育料に含まれることから徴収しないということになります。項の改正内容の各条項につきましては、冒頭に説明いたしました条文の用語の変更などの改正内容が続いております。少し飛びますが57ページをお願いいたします。ここから第2章を追加いたしまして、特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準として、第53号の趣旨から条文を規定しております。今回の国の改正によりまして新たに子育てのための施設等利用給付が創設されております。種類といたしましては、特別支援学校、新しい制度に移行しない幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設を子供子育て支援施設と呼んでおりますが、あさぎり町に関係いたしますのが預かり保育事業となっております。これらの施設における提供した子育て支援の内容記録や、次のページにわたりまして利用料の受領支援提供証明書の交付などについての規定内容となっております。今回の無償化によります対象児童数につきましては、10月1日現在での町内の保育園、認定こども園利用の予定者数が、これは町内に住所を有する子供でございますが、675名、うち保育料無償化対象者予定を396名、このうち副食費免除対象者が214名を10月1日で

予定をいたしておる次第でございます。この無償化政策につきましては、本条例の改正及び関係補正予算の議決後速やかに各保育園、認定こども園を通じまして、保護者の皆様へ周知を行うことといたしております。最後に、附則でこの改正条例の施行日につきましては、令和元年10月1日から施行することといたしております。改正内閣府令に準じまして無償化の実施日とするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第18号あさぎり町農産加工センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第18号、あさぎり町農産加工センター条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町農産加工センター内において金属探知機新たに導入することにより、使用料金を設定する必要が生じたため、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。議案第18号について説明します。新旧対照表右側の改正後案の下のほうになりますが、乾燥機の下に金属検出器の使用料金を追加するものです。令和何年度の農業施設管理費の備品購入費予算において、あさぎり町農産加工センターへ新たに金属検出器を導入しますが、その使用料金を1時間当たり660円とするもので、この条例は、例は元年10月1日から施行するものです。以上で説明終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号

◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第19号、あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第19号、あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(林 敬一君) はい、それでは、議案第19号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、人口減少に伴います水の需要の減少及び水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るために、水道法及び水道法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表で御説明させていただきます。3ページをお願いいたします。第9条第4項及び第5項、並びに下段の第38条第1項につきましては、施行令第5条が第6条に改められたことに伴いまして改正するものでございます。中ほどの第33条につきましては第4号が新たに追加されておりますが、これは指定給水装置工事を適正に行うための支出の保持や、実態との乖離の防止を図るために、指定給水装置工事事業者の指定について5年毎の更新制が導入されたものでございます。手数料は指定時に1万円。更新時にも1万円を徴収するものでございます。この改正条例につきましては、水道法及び水道法施行令の施行日と同日であります令和元年10月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号

◎議長(徳永 正道君) 日程第6、議案第20号あさぎり町乗り合いタクシー運送事業補助条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第20号あさぎり町乗り合いタクシー運送事業補助条例を廃止する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。デマンド交通事業への事業転換のため、あさぎり町乗り合いタクシー運送事業補助条例を廃止する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。議案第20号につきまして説明をいたします。あさぎり町における乗り合いタクシー事業につきましては、合併前の旧町村時から新町に引き継がれ運行されてきたものでございまして、週2回運航する定期路線が8路線、予約路線が4路線の計12路線で運行を行っております。今般、高齢化が進展していく中で、本町のような中山間地域での地域の方々特に高齢者の方々の日常の交通手段の確保は大変重要な課題であり、現行の定期路線による乗り合いタクシー事業を見直し、自宅から指定乗降所まで予約制による乗り合い型の新しいシステムの導入について、町議会におかれましても特別委員会が設置されまして、先行地の視察を重ねながら準備検討を行ってきたところでございます。去る6月24日に国、県、町、交通関係事業者並びに町内各関係機関の代表者で構成するあさぎり町地域公共交通会議に置いて、あさぎり町デマンドタクシー事業計画書が承認されたことを受けまして、10月1日の運行開始に向けまして、現在準備を行っているところでございます。現在、運行业務の委託先へのシステムの導入、町内への周知と利用者の事前登録事務を始めているところでございまして、今後は試験以降含めた最終的な準備確認作業を行っていくことといたしております。本条例の廃止につきましては、新しい交通システムに移行することに伴いまして、現行の事業が9月末日をもって終了いたしますので、根拠条例を廃止し、あわせて同条例施行規則も廃止するものでございます。なお、本条例の施行日につきましては、新しい交通システム運行開始に合わせまして令和元年10月1日といたしております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

（賛成者起立）

日程第7 議案第21号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第21号、あさぎり町280メガヘルツデジタル防災同報無線システム整備工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第21号、あさぎり町280メガヘルツデジタル防災同報無線システム、整備工事請負変更契約の締結について提案いたします。あさぎり町280メガヘルツデジタル防災同報無線システム整備工事請負契約について、次のとおり請負変更契約を締結することとする。令和元年9月3日提出、あさぎり町長尾鷹一範。1工事名あさぎり町280メガヘルツデジタル防災同報無線システム整備工場整備工事、工事内容、放送局1局配信局3局。主配信局1局副配信局2局。戸別受信機6,400台。工事場所球磨郡あさぎり町全域地内、契約金額変更前2億7,626万4,000円、変更後2億8,312万3,177円。今回の変更による増額685万9,177円。契約の相手方、福岡市早良区百道浜1-7-5、電気工業株式会社九州支店、支店長松永 希、契約の方法、随意契約。提案理由を申し上げます。平成31年4月25日の平成31年度あさぎり町議会第1回会議において議決されたあさぎり町280メガヘルツデジタ

ル防災同報無線システム整備工事請負契約について請負変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） それでは、議案第21号につきまして補足説明をさせていただきます。本件につきましては、平成31年4月25日の第1回会議で工事請負契約の締結の議決をいただき、本契約を令和元年5月10日に締結しているところであります。今回の議案につきましては、10月1日の消費増税により、契約額は変更となりますが、町長の専決処分事項の指定に関する条例の契約の金額を変更する契約で、当該契約により増減する契約の金額が変更前の契約の金額の100分の5以内かつ500万円以下のものという規定を超えてまいりますので、今回議決をお願いするものでございます。変更の内容としましては、まず戸別受信機の台数につきまして、当初、標準型6,300台文字表示機能つき100台、合計で6,400台としておりましたが、今後、耳が聞こえない町民の方の増加も考えられることから、文字表示機能つきを100台追加して200台とし、標準型を6,300台から6,200台に削減し、合計の台数を変更前と同じ6,400台とするものでございます。また、放送局の電力線の引き込みの関係で、中継用の電柱を立てる必要が出てまいりましたので、電柱を1本追加するものでございます。この変更分と合わせて、今回の消費税の増税の影響による金額の増加により、今回の変更の額が685万9,177円となりまして、変更後の額が2億8,312万3,177円となるものでございます。以上で補足説明とさせていただきますよろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第11号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、報告第11号、専決処分した令和元年あさぎり町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第11号 専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第5号の報告について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和元年9月3日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、それでは専決処分いたしました令和元年あさぎり町一般会計補正予算第5号につきまして説明をいたします。予算書の2ページをお願いいたします。4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。令和元年あさぎり町一般会計補正予算第5号、令和元年あさぎり町の一般会

計補正予算第5号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,425万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年8月9日専決。今回の補正予算は、災害により緊急に必要なになった経費につきまして計上したものでございます。次に9ページをお願いいたします。歳入でございます。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源として普通交付税を充当したものでございます。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、おはようございます。それでは、建設課所管分の説明をいたします。はい、歳出でございます。ページ10ページでございます。目1農地等災害復旧費の節13、測量設計委託料でございますが、本年度7月1日及び7月14日の梅雨前線豪雨により須恵地区で2カ所、水田の法面と農道の法面面でございます。それから深田地区で1カ所畑の法面でございますが災害が発生いたしました。8月中に災害カ所の復旧工事費を熊本県へ報告する必要があるため、測量設計業務の委託料を計上したものでございます。以上説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号を終わります。

日程第9 議案第22号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第22号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第22号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億407万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億4,833万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） それでは令和元年あさぎり町一般会計補正予算第6号を説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の変更は第2表地方債補正による。次に7ページをお願いいたします。第2表地方債補正の変更でございます。表右側の欄、補正後の限度額でございますが、6件で1億990万円の増額となるものでございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。次に10ページをお願いいたします。企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入でございます。最上段、目1地方特例交付金の減収補てん特例交付金につきましては、個人住民税と自動車取得税の減収分が補てんされるもので、納入通知の額に合わせて補正をするものです。中ほどの目1地方交付税です。今回の補正予算の財源調整としまして3,558万円普通交付税を減額するものでございます。ここで令和元年度の普通交付税の額が決定いたしましたのでお知らせしておきたいと思っております。本年度は合併算定外の特例が終了しまして1本算定となりました。総額で43億9,634万8,000円。43億9,634万8,000円ということで、昨年度と比較して、9,574万3,000円の減額になったところでございます。12ページをお願いいたします。最上段、指定寄附金のふるさと寄附金につきましては、寄附金のポータルサイトインターネットでの入り口にな

りますが、現在のふるさとチョイスさとふるに加えて、楽天を追加する予定でございます。このポータルサイトの追加とあわせて、昨年度の寄附の動向を見ましたときに、合計で8,000万円は収入できる見込みがありますので、今回4,000万円を補正するものでございます。2段下の目5公共施設整備基金繰入金でございます。公共施設整備基金は総務課の管理であります。今回の繰り入れは財政援助運営上の措置となりますので、企画財政課で説明いたします。歳出で説明があると思いますが、岡留公園駐車場整備事業を計画しております。この財源といたしまして、起債の充当を考えましたが、有利な起債が使えないようでございますので、今回においては、公共施設整備基金を充当することとしたものでございます。その2段下、款19繰越金につきましては、決算が確定し、前年度からの繰越金が5億8,591万1,000円で確定いたしましたので、当初予算の3億円との差額2億8,591万1,000円を計上するものです。その下目3雑入の市町村振興協会市町村振興事業補助金でございますが、宝くじの益金の一部を市町村に補助されるものでございます。次のページでございます。2段目の款21町債の最上段、臨時財政対策債につきましては、借入限度額が1億9,320万円に確定いたしましたので、当初予算1億9,500万円との差額180万円の減額を行うものでございます。最下段の目1環境性能割交付金の減額でございます。新しく6月予算で計上いたしました。県からの試算額で計上しておりました。県から再度変更の試算が届きましたので538万6,000円が見込み額になりました。この額に合わせて減額をするものでございます。次に歳出でございます。次のページです。人件費につきましては総務課から説明がございましたのでよろしくお願いたします。ページ中ほどの目7企画振興費の節13委託料の人口ビジョン総合戦略策定支援委託料でございますが、前回平成27年度に人口ビジョン及びまちひと仕事創生総合戦略が平成27年度から平成31年度を計画期間として策定されております。本年度末で計画の期限を迎えることから、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とすることで今回委託して作成することとしたものでございます。節19負担金補助及び交付金のくま川鉄道経営安定化補助金でございます。くま川鉄道の前年度分の計上損益を10市町村で負担するものでありまして、総額3,789万7,000円のうち、あさぎり町の負担額が809万4,000円になるものでございます。次に下のほうですが、目14基金費の節25、積立金のふるさと基金積立金でございます。今回の補正でふるさと基金を4,000万円計上しておりますので、その額をそのまま積み立てるものでございます。次の財政調整基金積立金でございますが、地方財政法第7条において、決算余剰金を生じた場合において、当該余剰金の2分の1を下らない額を積み立てるか、地方債の繰上償還の財源にしなければならないと規定されております。このため、繰越金から当初予算時の繰り越し見込み額を引いた2分の1の額を財政調整基金に積み立てるものでございます。最下段の目15、地域情報通信基盤整備推進事業費の節11、需用費の修繕料でございますが、5月に岡原熊野地区で起こりました住宅火災におきまして、隣接するあさぎり町の光ファイバーケーブルが破損いたしました。その修理により修繕料を使いましたので、後日のために今回補正をするものです。なおこの火災による修理費につきましては、公有建物災害共済より補てんされる予定でございます。次のページをお願いいたします。次の目17ふるさと寄附対策費でございます。歳入で説明しましたとおり、今回4,000万円の寄附の増加を見込んでおります。増加の要因の主なものとしましてはインターネットでの寄附の入り口のポータルサイトにつきまして、楽天を追加することにいたしておきまして、その関係経費を追加しております。説明の最上段のふるさと寄附お礼品につきましては、返礼品の経費でございます。印刷製本費はパンフレットを印刷するものでございます。郵送料、これは作成しましたパンフレットを昨年度の寄附者に対して郵送したいと考えておりますのでその郵送料でございます。ふるさと寄附代理受領業務手数料はクレジット会社への手数料でございます。ふるさと寄附特産品発送業務委託料はふるさと振興社への委託分でございます。ふるさと寄附申し込み受付業務委託料はふるさとチョイス楽天分の委託料でふるさと寄附一括代行業務手数料委託料はさとふる分の委託料と

なります。以上で企画財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。続きまして総務課所管分を説明いたします。まず歳入から説明いたします。13ページをお願いいたします。2枠目の目5消防債に今回歳出補正予算を計上しております第3分団2部、今井区でございます。消防詰所建替に係る工事請負費及び設計監理委託料に充てるため、消防施設整備事業債を計上しております。起債の種類は緊急防災減災事業債で、充当率は100%でございます。次ページ14ページをお願いいたします。次に歳出につきまして御説明いたします。まず、1枠目の目1議会費には、説明の欄に記載する委託料における10月1日からの消費税増税分を補正しております。本来、消費税増税に係る補正の時期は6月定例日に統一していただいておりますが、失念し遺漏していただいております。またこの他にも遺漏していただいたものを今回多数計上しており、徹底不足であったことをここでお詫び申し上げます。申しわけありませんでした。次に、2枠目の目1一般管理費には職員研修として自治大学校入校に係る普通旅費及び職員研修負担金を計上するものでございます。なお、本年度入校を計画する、本年度から入校を計画する一般研修課程は基本法制研修と本課程からなるものでございますが、本年度は基本法制研修のみを受講し、本課程は来年度に受講することとしております。次に目6財産管理費には、節11需用費に7月の大雨による庁舎玄関屋根修繕等により、現予算をすべて執行したため、今後に備える修繕料を節15工事請負費に総合福祉センター事務室の照度不足を改善するための照明増設工事請負費を計上するものでございます。目9支所費には、節11需用費に岡原支所玄関自動ドア修繕料を、節18備品購入費には須恵支所用シュレッダーの購入費を計上するものでございます。次に20ページをお願いいたします。2枠目の目3消防施設費には、第3分団2部今井区の消防詰所建替事業に伴う建築物確認等申請手数料、設計監理委託料及び工事請負費を計上するものでございます。また工事請負費には、第2分団3部西別府区でございます。のトイレ増設工事並びに岡原地区及び須恵地区の放水競技練習用ポール基礎設置工事に要する経費も計上しております。次の目4防災管理費には、地域防災計画に基づく災害応急対策として警戒体制や避難所運営に従事した職員に支給する宿日直手当、または現場での応急復旧に従事した職員に支給する時間外勤務手当を今後の対策に備えるため増額するものでございます。最後に給与費明細の説明を行います。22ページをお願いします。ここからが給与費の明細となっております。まず今回特別職の補正はございません。次ページ23ページをお願いいたします。一般職につきましては、今回プレミアムつき商品券事業費における時間外勤務手当並びに防災管理費における時間外勤務手当及び宿日直手当を補正をするものでございます。よってその額を総括し区分ごとにここに示しております。次のページ24ページをお願いいたします。24ページは給与費の補正の自由を示すものでございます。今回はすべてその他の事由によるものとしておるものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、それでは町民課所管分を御説明申し上げます。歳出です。15ページをお願いいたします。2枠目になります。目1戸籍住民基本台帳費節13委託料、これにつきましては、本年11月5日施行のあさぎり町印鑑条例の一部改正に伴いますところの印鑑登録証明書等への旧氏起債対応のための電算システムの印鑑登録システムの改修委託料でございます。91万8,000円を計上させて

いただいております。以上で町民課所管分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。生活福祉課所管分を説明いたします。歳入10ページをお願いいたします。上から2番目の枠で、目1同じく節1で子ども・子育て支援臨時交付金2,572万2,000円を計上いたしております。10月1日からの消費税の引き上げに伴い、国の施策として実施されます幼児教育保育の無償化に伴い、本年度に限り保育料の県と町の負担分と認定こども園の預かり保育料の県と町の4分の1ずつの負担分が、子ども・子育て支援臨時交付金として交付されるものでございます。なお、令和元年失礼しました。令和2年度からにつきましては、町の負担分4分の1につきましては交付税で措置されることとなっております。4番目の枠で目2民生費負担金、節3児童福祉費負担金、説明欄で保育所負担金の減額1,429万8,000円につきましては、今回の無償化に伴いましての私立保育園保育料の減額分となっております。次の目1民生費国庫負担金、節4児童福祉総務費負担金で、施設型給付費負担金につきましては、無償化に係る国庫負担額の増額分の当初予算額との差額追加分でございます。次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、無償化に伴いましての認定こども園の預かり保育の国費負担分となっております。次の11ページをお願いいたします。上の枠から目2民生費国庫補助金、節3プレミアムつき商品券事業補助金、説明の欄で、事務費補助金につきましては歳出で計上いたしております業務を行うための時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、販売取扱手数料などの事務費分を計上しております。事業費につきましては、商品券の1人当たりのプレミアム分の最大額5,000円の対象者分を国からの補助金として計上したものでございます。3枠目の目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金、多子世帯子育て支援事業費補助金につきましては、無償化に伴いまして、対象となります3歳から5歳までの児童のうち、県の補助対象数の10月から半年間の保育料と副食費補助分は先ほど説明いたしましたとおり、本年度に限り国が臨時交付金として交付されますので、その分の減額補正となっております。次の次13ページをお願いいたします。1番上の枠で目1雑入、節2プレミアムつき商品券事業収入につきましては、1人当たり最大2万5,000円分の商品券価格のうち、プレミアム分5,000円を除いた商品購入額2万円分の対象者の数4,150人分の収入を本節で受け入れるものでございます。続きまして、歳出予算で15ページをお願いいたします。目4障害者福祉費、節14使用料及び賃借料で障害福祉サービス請求内容チェックシステム使用料につきましては、最後に説明いたします救護施設の給食業務委託料と同様に、消費税引き上げ分の不足額を計上したものでございます。6月の補正で計上すべき予算措置でございました。申しわけございませんでした。3枠目の目7社会福祉施設費、節11事業費、修繕料につきましては、免田西のドラッグストアに隣接する国道三差路に設置いたしておりますヘルシーランドの案内看板の建て替え、失礼しました。書き換えかえの費用として計上したものでございます。次のページをお願いいたします。目9プレミアムつき商品券事業費につきましては、今回の補正予算で事業の実施に必要な経費を計上いたしております。節3職員手当等で事務担当職員の時間外勤務手当節11需用費で受け付けスタンプなどの消耗品費、印刷製本費は商品券の印刷代を計上したものでございます。節12役務費につきましては、郵便局に委託する商品券販売の販売代金の振り込み料と取扱手数料となっております。節14の事務機事務機リース料は、商品券枚数を数える係数機器5台分のリース料、節19の商品券事業負担金につきましては、歳入で計上いたしております対象者の商品券販売額と国からのプレミアム分を合わせた金額を使用した取り扱い店に支払う額として対象者の分計上いたしております。次の枠で目1児童福祉総務費、節19では無償化に伴い交付される補助金を受けまして、認定こども園へ支出する負担金と補助金となっております。施設型給付費負担金につきましては、歳入で説明いたしました無償化に伴う認定こども園の保育料分と、副食費免除分の加算措置分を計上したものでございます。次の子育てのための施設等利用費負担金につきましては、認定こども園3園の預かり保育

分となっております。次の多子世帯子育て支援事業費補助金につきましては、多子世帯補助該当者の副食費の補助金となっております。次の枠で目5養育医療事業費、節23で未熟児養育医療費の国と県の負担の返還金を計上いたしております。それぞれ補助金の前年度負担金の精算に伴いまして、交付決定額と実績額との差額について返還を行うものでございます。次のページをお願いいたします。次の枠で、目1救護施設総務費、節13委託料の設計業務委託料につきましては、先日の大雨で施設南側の百太郎溝沿いの法面の4カ所が崩れているために、復旧工事を行うための設計委託料を計上いたしております。次の調理業務委託料につきましては、消費税引き上げに伴う不足分を計上したものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分について説明をいたします。7ページをご覧ください。第2表地方債補正になります。社会福祉施設除去事業補正前限度額280万に2,100万円を増額し、補正後限度額2,380万円といたします。増額分は高山荘解体に係る工事費の95%程度を充当戸予定しております。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。次に歳入を説明いたします。12ページになります。中ほどの枠になります。目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金1,034万7,000円の増額は、平成30年度介護保険事業特別会計決算により事業費が確定したため、介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金の返還分を一般会計へ繰り入れるものでございます。次に13ページになります。2枠目になります。目2民生費、節6老人福祉施設除去事業債2,100万円の増額は、高齢者コミュニティセンター高山荘解体工事費の合併特例債起債分になります。次に歳出を説明いたします。16ページになります。区分の1行目です。目7社会福祉施設費、節15工事請負費3,200万円は、今年4月に機能廃止いたしました高齢者コミュニティセンター高山荘解体工事費になります。高山荘を解体し跡地を駐車場として整備するものでございます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。3枠目になりますけれども、目3衛生費県補助金、自殺対策推進事業費補助金でございます。これは熊本大学医学部に委託して実施いたしておりますうつスクリーニングに係る補助金でございますが、当初予算では10分の10の全額補助を見込んでおりましたけれども、今年度から2分の1補助となりましたことから、減額を行うものでございます。次に17ページをお願いします。2枠目になりますけれども、目7健康づくり推進事業費自殺対策事業費補助金返還金でございます。これにつきましては、平成30年度の自殺対策事業の実績に基づきますところの返還金でございます。その次の目8保健センター管理費備品購入費でございますけれども、免田保健センターのガス給湯器が故障いたしております。設置後20年となりまして老朽化しておりましたことから修理もできないというようなことで、買い替えを行うものでございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。農林振興課所管分の説明をいたします。歳入からとなります。11ページをお願いいたします。3枠目の目4農林水産事業費県補助金、節3林業費補助金の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、これまでも実施している竹林整備の補助金として受け入れるもので、今年度は0.46ヘクタールを整備するものです。森林林業木材産業基盤整備交付金は、林道日栗線法面改良工事におきまして、県から整備交付金が追加交付されるものです。最下段の目3、株式売払収入の1,755万円は、株式会社人吉球磨林業機械センターが令和元年6月の定時株主総会において、市町村株主からの自己株式の取得の件が承認可決され、関係市町村へ株式譲渡されるもので、1株5万円であさぎり町が取

得する株式の数は351株となるものです。12ページになります。2枠目の目5林業振興基金繰入金は、林業従事者からの林業従事者からチェーンソーの導入申請があり事業費の2分の1を支援するものです。13ページをお願いいたします。2枠目の目3、農林水産業債で、節1農業施設整備事業債につきましては、有機センターの屋根の外壁などの改修工事を行うため、農業施設整備事業債を活用するもので充当率95%となるものです。節2林道整備事業債につきましては、林道日栗線の法面改良工事を予定しておりますが、設計業務を委託し、法面改良面積が増加したことと、県からの整備交付金が追加されたことを含め、170万円を増額するものです。続きまして歳出となります。14ページをお願いいたします。下のほうで目14基金費、節25積立金の林業振興基金積立金は、先ほど歳入で説明しました林業機械センターの株式の売払収入を林業振興基金へ積み立てるものです。森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税で受け入れたものを今年度の事業に要する経費の残額について、次年度以降に事業実施する分として基金へ積み立てるものです。17ページをお願いいたします。3枠目の目4農業振興費、失礼しました。3枠目の目4農業振興費節19負担金補助及び交付金の農業振興事業補助金は、農業施設機械整備事業を実施しておりますが、対象農家の方々から補助金401万2,000円の追加交付申請がありましたので、補正予算をお願いするものです。目9農業施設管理費、節15工事請負費は、あさぎり町有機センターの施設の老朽化に伴い、西側外壁中壁転落防止壁天井改修等の設計業務を委託し、事業費3,300万円となるものです。18ページをお願いいたします。上段の目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、意欲ある生産者が地域の竹林所有者の協力協力のもと竹林整備を行うもので、補助率は2分の1で事業費が28万5,000円となるもので、1ヘクタール当たり2,000本を目安にしたてる事業となります。林業従事者育成促進事業補助金は1件の事業者がチェーンソーの導入を行うものです。目4林道維持費、節14使用料及び賃借料の機械借上料は、先般の大雨による林道等への土砂流入により予算額が不足しますので増額をお願いするものです。目7林道新設改良費、節15工事請負費につきましては、林道日栗線法面改良工事に伴う設計業務を委託した結果、施工面積が950平米から1,274平米と面積が増加したため事業費を増額するものです。以上で農林振興課分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。はい、商工観光課所管分を説明いたします。歳出の18ページを開きください。目2商工施設費、そして目1観光費、商工観光課所管分につきましては、消費税改正による予算不足分を計上しております。1点だけ目2商工施設費の節13委託料の1行目の施設管理委託料につきましては、ポップア館の施設管理をシルバー人材センターに委託しております。委託時間帯につきましては平日の17時以降、そして土日祝日の終日を管理委託しておりますが、平日分を1時間30分繰り上げて週8時間30分増の人件費を含んだところでの増額分となっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは建設課所管分について説明いたします。11ページをお願いいたします。歳入です。上から2枠目の目3土費国庫委託金、節1土木管理費委託金の樋門管理委託金ですが、消費税増税分として国と確認がとりましたので今回増税をお願いするものでございます。17ページをお願いいたします。歳出でございます。1番下の枠の目16農地費です。節11需用費の修繕費ですが、本年度の梅雨前線豪雨により農業用施設等の修繕が多く行っております。今後の修繕費として増額をお願いするものでございます。節14使用料及び賃借料ですが、浚渫しなければならない1カ所の分でございます。機械借上料の分として増額でございます。節15工事請負費上地区の秋時・榎田地区それから須恵の阿蘇地区3カ所の排水路を早急に改修しなければならないため、その工事費分の増額をお願いするものでございま

す。19ページをお願いいたします。1番上の枠の目2環境整備資材等支給事業費の節14使用料及び賃借料ですが、今年度は既に9件の事業が取り組まれております。今後4件の申請が予定されており、機械借上料が不足する見込みでございますので今回増額をお願いするものでございます。次の枠の目1道路橋梁総務費の目19、負担金補助及び交付金でございますが、熊本県が行います工事で小枝深水線の道路改良工事が追加分がございました。その追加に想像する工事負担金を増額するものでございます。目2道路維持費の節15、工事請負費は、免田地区の町道二本柿浜川線の道路水対策としての側溝敷設工事と上地区の別府岡原線の百太郎溝の溢水による法面が崩れたカ所の補修工事費を増額するものでございます。節22補償補てん及び賠償金につきましては、皆越地区の立野線の法面が崩れたことにより通行止めとなっております。その通行止めによりデイサービスを受けられていた方が利用できなくなったため、施設に入居されることになりました。その入居に係る費用から今まで御本人がデイサービスで費用を付与されていた額を差し引いた額について補償費として予算を計上したものでございます。目3道路新設改良費節22補償補てん及び賠償金は、須恵深田線交差点改良事業に伴う補償費で消費税増税分でございます。目4道路改良費、節22補償補てん及び賠償金は、今井中学校線道路改良工事に伴うNTTの電柱移転の補償費を増額したものでございます。1番下の枠の目1河川総務費、節13委託料は、球磨川樋管操作員と田頭川水門の操作の消費税増税分の増額を計上したものでございます。20ページをお願いいたします。1番上の枠の目1公園費の節15工事請負費につきましては、岡留公園の南側の多目的広場駐車場の整備に係る工事費でございます。当初はですの計画では駐車場のみを先行して工事を行い、多目的広場は令和2年度以降その他の整備工事と合わせまして複数年かけて整備するようにはしておりましたが、そうした場合にですぬ出戻りが出てトータル的に工事費が高くなってしまったため、今回駐車場と多目的広場の整備に係る工事費を計上したものでございます。なお6月に計上すべき消費税増税分を今回2件ほど計上いたしました。大変申しわけございませんでした。以上建設課の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、それでは教育課所管分について御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。歳入でございます。3枠目の1番下、目8教育費県補助金でございます。節1教育費補助金、中学校英語検定チャレンジ事業補助金でございますけれども、中学校3年生が英語検定を受ける費用の補助金でございます。事業費の3分の1を受け入れるものでございます。県、町、保護者それぞれ3分の1を負担していただくものでございます。13ページをお願いいたします。2枠目町債、目6教育債でございます。節2社会教育施設整備事業債につきましては、免田総合グラウンドの照明設備更新事業に伴います起債でございます。合併特例債充当率95%でございます。続きまして歳出でございます。20ページをお願いいたします。3枠目、目3教育振興費、節18備品購入費につきましては、小中学校パソコン教室のパソコンをタブレット端末に更新するものでございます。平成22年度導入時から9年を経過していること、それからOSウインドウズ7のサポートが終了すること。次年度からプログラミング教育の授業が必修化されることなどから更新をするものでございます。中学校の目1学校管理費、節19負担金補助及び交付金でございますが、歳入で御説明いたしました中学校3年生が英語検定を受ける費用の県町分として補助金を計上しております。次のページをお願いいたします。目2公民館費でございます。節11修繕料につきましては、深田校区公民館せきれい館の雨戸井の修繕費用を計上しております。節19負担金補助及び交付金でございますが、今井公民館建設予定地、ここはもともと百太郎土地改良区管轄ののでございました。今回宅地として使用いたしますけれども、地区除外とする際には土地改良法に基づき、決済金の納入が義務づけられておりますことから、その負担金を計上しているものでございます。目2体育施設費、節14使用料及び賃借料につきましては、深田地区体育館のモップリース代を計上しております。節15工事請負費でございます

が、免田総合グラウンド照明設備更新工事費を計上しております。国体前の平成10年に改修されてから20年が経過をしております。安定器の老朽化によるショートで使用できない事案も発生しており、LED照明への更新を行うものでございます。目1給食センター運営費、節18備品購入費でございます。野菜絞り器、これは水分を絞る機器でございますが、故障によりましてまた修理不能ということから新規に購入をお願いするものでございます。教育課所管分については以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 終わりかね、説明漏れありませんか。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、これ20ページの消防の施設整備費の中に、2,235万ありますが、3分団2部の解体費は、入っているのかどうか。それとあわせて、その解体費は1,970万の起債対象になってるのかどうか。お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、解体費用につきましては今回補正で計上しているものでございます。そして解体工事費に係る部分も起債の対象として充当しているところでございます。金額につきましては、直接工事費ベースで説明いたします。81万8,000円が直接工事費で算定しておるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） お伺いたします。農業振興費の振興補助金の件でございますけど、要綱等におきましては前年度12月までで申請をというふうに原則はなっておりますけど、17ページの農業振興事業補助金でございます。401万2,000円の件でございますけど、この要綱を見ますときには事業計画の認定申請は前年度の12月末ということに大体原則としてはなっておりますけど、ここ何年か見ますときにずっと補正補正でまいておられますけど、今後この補助金につきましては、こういう要綱等の遵守といえますか、ある程度その辺のところ、ずっと補正を組むような予算の立て方をされるのか。今後はその要綱をもとに、基礎の原則論を重視されるのかその辺を伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、当初議員おっしゃられたようにですね前々年度の要望をもとにということではございましたけれども、要綱等につきましてもその辺まだ確実にそういうふうに訂正もしていないところもありますので、その辺はまた見直したいと思いますが、一応前回の常任委員会の中でですね、今年度をもって今年中をもってですね、申し込みをしめようということで協議をしたところでございます。今まだ未申請者の方々に対しまして、再度通知をしまして、11月の中旬までに申請をいただきたいということで通知をしまして、それで締め切りをしたいというふうに考えているところでございます。今回要望いただいた農家の方々につきましては、突然機械が壊れてしまったと。そういう、また新規就農者ですね、そういった方で機械を導入したいという方もいらっしゃるしまして、その分を今回計上させていただいたような事情でございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） いろいろそういうことで有難い支援をしていただくのはわかっておりますけど、やっぱりあの規則とか要綱が明記されている上はですね、どちらを変えるのか、そういう事情にそのつとるんであれば要綱とか規則をですね変えて、補助に当たられるのが筋だと思うんですね。要綱規則をやぶりにながら、そういう事情がゆえにだらだらと補正を組むこと自体は、やはりあの予算の組み立てられる上では余りなじまないと思いますので、そこ辺をもう一度確認願いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。ちょっと規則要綱等につきましてはさかのぼることも、ありうるか

もしもありませんけれども、やはり農家の方々もですね公平公正に平等にですね交付金が受けられるようにという事で、また見直したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 我々も農業をしておりますですね何ですか、計画性は大事だと思うんですね。その時点時点で必要だからっていうふうで、こういうつどつど申し込まれること自体もちょっと不自然なところがあるもんですから、やはりあの計画をもって、前年からそういう導入計画、また主要計画また栽培の面積等もですね、考えていくこそをやっぱり農業の発展につながるものと思いますので、そのところの課内でよく検討願ひまして、この補助体系のあり方については規則要綱後を変えられながら、臨んでいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、今後課内でもですね、検討しながら、協議しながら進めたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 教育課にお尋ねします。20ページのところで教育総務費、備品購入費ということでですね、6,110万円の計上となっております。8月22日の総務文教委員会におきまして説明を受けたパソコンの更新ということなんですけれども、あのときに委員からもいろいろ意見が出まして、非常に高スペックなパソコン、小学生の低学年でも使いこなすのかというようなパソコンがここでは見積もりとして出されておりました。3社ほどですね見積もりをされて計上したということをお伺いしたわけなんですけれども、あのときにもう少し精査していただいて、価格が検討できるんじゃないですかと言ったと思うんですけれども、この中では検討はされたんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、そのあとさまざまな機関の御意見も聞きながらですね、予算計上額をさせていただいております。スペックの機器の機種を選別に対してもですね、いろいろお話を聞いたときに、やはりこのぐらいのスペックは必要ではないかというふうな意見もございましたので、さまざまな意見はこのスペックを低くすることによって、使用年度、使用する期間が短くなるとか、そういった意見もございましたので、今回はこの金額を計上させていただいております。ただ、予算執行までにはさらにいろんなさまざまなところから意見を聞いて執行したいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、1台当たりですね約25万近くなると思っております。スペックは高めれば長く使える、そういうわけでもない普通のパソコンを使ってもですね、大方の方はやっぱり御存じですし、今課のほうでおっしゃったように、これからもちょっと検討重ねてですね、もうちょっと低い価格でできるようであればですねおしいかなと思いますので、しっかり御検討をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今議員おっしゃられましたとおり、予算執行までにはさらにいい検討をさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第23号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第23号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,671万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 引き続き朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次に7ページをご覧くださいと思います。歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2社会保障番号制度システム整備費補助金でございます。これにつきまして国のほうではマイナンバーカードの健康保険証としての利用を促進していくことといたしておりますけれども、この補助金はその一環として国保システムの改修に充てるために交付されるものでございます。それから次の款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますけれども、歳入の予備費に充てるものでございます。次の8ページをお願いします。歳入でございます。1番上の枠の目1一般管理費、システム改修委託料でございますけれども、歳入で説明いたしましたけれども、国保システムの改修委託料でございます。具体的な改修内容としましては、現在の保険証の記号番号は各世帯に対して7けたの番号を割り振っておりますけれども、マイナンバーとを連動させるためには個人を識別する必要があるというようなことから、さらに2けたの番号を追加することになります。そのほかマイナンバーカードとの情報のやりとり等を行うために、システムの改修を行うことといたしております。それから次の枠の予備費でございますけれども、目1の予備費でございますけれども、これにつきましては、予定していない支出が必要になったときなどのために予備費の計上をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから原案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第24号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第24号令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,856万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,192万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） はい。令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について説明いたします。予算書2ページを引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の主な補正理由は、平成30年度の介護保険特別会計の決算に伴いまして、介護保険給付費等の公費負担分を精算し国県支払基金町へ返還するため補正するものでございます。歳入から説明いたします。7ページをご覧ください。目1繰越金、節1繰越金4,856万6,000円を増額いたします。次に歳出を説明いたします。8ページをご覧ください。1枠目です。目1一般管理費、節12役務費41万8,000円を増額いたします。来年度に策定を予定しております高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に関連いたしまして、介護予防日常生活圏域ニーズ調査アンケートを実施します。そのための返信用郵送料の通信費となります。2枠目になります。目2償還金、節23償還金利子及び割引料、介護給付費負担金返還金3,416万6,000円の増額は、平成30年度の介護給付の事業実績に基づき国県へ返還するものでございます。次の地域支援事業交付金返還金256万4,000円の増額、支払い基金交付金返還金103万1,000円の増額いたし平成30年度の事業実績に基づき、それぞれ国と県支払い基金へ返還するものでございます。3枠目になります。節28繰出金、一般会計繰出金1,034万8,000円を計上しております。これは介護給付費などの町負担分を精算した金額を一般会計へ繰り出すものでございます。4枠目になります。目2包括的支援事業、節11需用費消耗品費3万9,000円を増額しております。現在リースしております車両のタイヤ交換の費用となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで休憩をいたします。午後は1時30分からでございます。

休憩 午前11時59分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議案第25号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、議案第25号、令和年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第25号令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号は次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,900万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは議案第25号を令和元年度下水道事業特別会計補正予算第2号について説明させていただきます。2ページの第1条第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の変更は第2表地方債補正による。4ページをお願いいたします。第2表地方債補正。今回の補正では免田八幡区におきまして、民間業者によります宅地分譲が計画されております。必要となる下水道管渠築造工事費420万円のうち、下水道事業債分の400万円を増額し、起債限度額を1億3,880万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。補正の詳細につきましては6ページの事項別明細書から説明いたします。歳入でございます。上段の目1繰越金、節1繰越金81万円ですが内容は3件でございます。1件目は地方債で説明しました宅地分譲地の下水道管渠築造工事420万円のうち、下水道事業債400万円を差し引いた不足分に繰越金を充てるものが20万円でございます。2件目は下水道の公営企業会計移行業務を平成29年度から今年度までの3カ年間で委託しておりますが、本年度分の業務委託について消費税増税分が31万円でございます。3件目は今回下水道使用料金につきまして、1件のお宅に誤って賦課されておりました分の還付30万円でございます。以上3件の合計81万円分につきまして繰越金を充てるものでございます。次に2枠目の目1下水道事業債、節1下水道事業債でございます。免田八幡区の宅地分譲地の下水道管渠築造工事420万円のうち400万円に下水道事業債を充てるものでございます。次に歳出でございます。7ページをお願いいたします。目1下水道総務費、節13委託料です。歳入で説明いたしました企業会計移行業務委託料につきまして、本年度委託分1,674万円にに対する消費税増税分31万円を追加するものでございます。次に目2下水道維持費、節23償還金利子及び割引料です。今回上地区の1件のお宅につきまして下水道使用料を誤って賦課していることが判明しまして、納めていただきました料金に加算金を加えました30万円を還付金として計上したものでございます。次に目4下水道建設費、節15工事請負費につきましては、歳入で説明いたしました免田八幡区に予定しております民間業者によります宅地分譲地に下水道管渠築造工事を施工するための工事請負費を計上したものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれをから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第27号

◎議長(徳永 正道君) 日程第13、議案第27号、有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第27号、有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の改善について提案いたします。有機センター木灰及び堆肥自動包装設備について、次の通り買入れるものとする。令和元年9月5日提出、あさぎり町長尾鷹一範、買入物件、有機センター木灰及び堆肥自動包装設備、2、納入場所、球磨郡あさぎり町有機センター地内。3、買入価格2,890万800円。4番、契約の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西2,431株式会社球磨建機サービス、代表取締役 大隅勝人5、契約の方法、指名競争入札。提案理由を申し上げます。有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議会に議案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい、議案第27号につきまして補足説明いたします。本件につきましては入札を令和元年8月30日に行い、落札業者と仮契約を締結しているところであります。施設内の設備などが20年を経過し老朽化が進んでいることから、振るい機、梱包機などの更新を行うものです。完成予定を令和2年3月19日と予定しております。施設建屋の改修なども今後実施しまして、来年度から有機センターすべての施設を長期の指定管理などにより契約を行いまして町の管理経費を支出することなく事業者が管理する運営体制とするように準備を進めているものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員(12番 小見田 和行君) 12番小見田です。1点お伺いいたします。機械をですね自動放送設備を導入するに当たりまして、大体稼働時間はどれぐらいなのか、そして処理する数量はどれぐらいなのか減価償却費が増加してまいりまして生産原価があがりますけど、商品に価格転嫁の予定はあるのか。以上、伺いたいと思います。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい、稼働時間数量につきましては資料を持ち合わせていませんので、後日説明させていただきたいと思っておりますけれども、価格等につきましては、消費税分が関係すると思っておりますけれども、その分が若干考えられているというふうに聞いているところでございます。

◎議長(徳永 正道君) 小見田議員。

○議員(12番 小見田 和行君) 午前中の全員協議会の中でお伺いしましたときに、この機械装備は今度をもって最後にするということでありまして、あとは委託される業者さんのもとの管理されて、更新をされるんだろうと思うんですけど、その際やはり企業とする場合は取引した機械に対する生産原価に及ぼす価格とかですね把握して価格決定するのが当たり前と思うものですからそれを聞いたわけでございまして、やはりそれが明確に担当課としても把握しておくべきと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。現在、まだそういった協議を行っておりませんので、また再度指定管理者と話を進めていきたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） あと指定管理者ということで、聞いておりましたが、この後は指定管理という形でいくのでしょうか。それとも、無償で貸与とかいろんな形で今までの指定管理と少し変わるような話を聞いておりますけどそれはいかがなんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。現在考えておりますのは、指定管理で7年10年とかですね、長期にわたるほうで行いたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第28号

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、議案第28号、有機センターホイールローダーの買い入れについてを議題とします提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第28号、有機センターホイールローダーの買い入れについて提案いたします。有機センターホイールローダーについて次のとおり買い入れるものとする。令和元年9月5日提出、あさぎり町長尾鷹一範。1 買入物件 有機センターホイールローダー。2 納入場所 球磨郡あさぎり町有機センター地内。3 買入価格783万円。4 契約の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西2,431 株式会社球磨建機サービス代表取締役 大熊勝人、5 契約の方法、指名競争入札。提案理由を申し上げます。有機センターホイールローダーの購入について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の習得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの提案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、議案第28号につきまして補正補足説明いたします。本県におきましても入札を令和元年8月30日に行い、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。これまで利用しておりました機械につきましては、有機センター運用開始から稼働しており、修繕等を行いながら利用しておりましたが、今回更新を行うものです。納品完了予定を令和2年2月末を予定しているものです。今後は先ほどの説明と同様に、町の管理経費を支出することなく、事業者で管理をすることとしているものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第15 認定第1号～日程第22 認定第7号

◎議長(徳永 正道君) 日程第15、認定第1号、平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第4号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第19、議案第26号、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び日程第20、認定第5号、平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、認定第7号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを決算に関連がありますので一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) それでは、平成30年度の決算認定について提案いたします。認定第1号、平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第26号、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、認定第5号、平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、あさぎり町監査委員の決算審査意見書を付けて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上認定をいただきますようよろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) ここで決算審査に当たられました。その代表監査委員に審査結果の報告を求めます。園田代表監査委員。

●代表監査委員(園田 孝幸君) こんにちは。本年7月より監査委員につきまして代表監査委員の園田でございます。よろしく願いいたします。皆様方には日頃よりあさぎり町発展のため御尽力なされてきていることに対しまして心より敬意を表したいと思います。さてあの決算審査は、決算のその他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、森岡監査委員とともに協力しながら審査を行ってきたところでございます。それでは決算審査意見書についてお手元の資料に基づいて説明を申し上げます。なお審査に当たりましては1円単位まで審査しているところでございますが、説明に当たっては万円単位での説明とさせていただきます。まず2ページをご覧くださいと思います。審査の対象としたものが、①の一般会計と②から⑦までの6つの特別会計でございます。項目の2番から4までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども、省略させていただきます。5番目の決算の概要について御説明申し上げます。まず一般会計及び特別会計ごとの予算額決算額に対する比率を示しているのが第1票であります。続きまして一般会計の決算状況についてであります。平成30年度歳入額につきましては、4ページの第2表のとおり117億1,

135万円。歳出総額が110億9,130万円で差し引き残額が6億2,004万円となっております。このうち3,413万円が翌年度へ繰り越すべき財源となるため、実質収支額は5億8,591万円の黒字となっております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しております。一般会計の歳入を示しているのが隣の第3票であります。歳入合計は一番下の欄で、予算現額が116億9,213万円。調定額が118億7,625万円。収入済額が117億1,135万円となっております。また、収入未償額は1億6,335万円。不納欠損額が153万円となっております。6ページの第4表を説明いたします。単独事業など自由な活動ができる財源として自主財源があるわけですが、本町の自主財源比率は前年と変わらず25.0%となっております。前年度に比べ、町税は1,040万円、財産収入は1億3,967万円、使用手数料及び手数料が410万円、寄附金が2,504万円と前年より増加しております。繰入金は6,511万円、繰越金が3,204万円、分担金及び負担金が3,184万円、諸収入が1,878万円と前年度に比べ減少しております。依存財源の主な状況では前年に比べて町債が2億8,580万円、地方消費税交付金が890万円、地方譲与税が107万円増加しておりますが、国庫支出金は1億2,451万円、地方交付税は7,747万円、県支出金は3,256万円減少しております。町税の収納状況を第5表に示しております。調定額は13億368万円で、前年度の12億8,769万円より1,599万円増加し、収入済額は12億1,402万円で、前年度の12億362万円より1,040万円ほど増加しております。徴収率は予算現額に対しまして101.4%、調定額に対して93.1%となっております。不納欠損額につきましては、前年に比べ33万円、収入未償額については526万円の増加となっております。過去5年における町税の収納状況を8ページの第6表で見ると、平成27年度より毎年収入額は上昇しています。不納欠損額はここ数年減少傾向でしたが、本年度は増加しています。徴収率も前年度より若干低くなっております。第7表が町税における未収入済額を前年度との比較であります。9ページの第8表と第9表が保育所徴収金及び公営住宅使用料の収納状況を示したものであります。いずれも徴収率は伸びております。次に10ページの第10表の一般会計における歳出の状況であります。平成30年度の一般会計歳出決算は110億9,130万円で、予算現額116億9,213万円に対しまして94.9%となっております。また支出済額は前年度に比べ1,279万円減少しております。構成比を見ますと民生費、これは社会福祉費、国民健康保険、介護保険料等がありますけれども32.1%、総務費が13.9%、公債費が11.5%、教育費10.2%と高く、次いで農林水産業費が9.9%、土木費が9.5%などとなっております。歳出決算の推移は第11表のとおりで、過去5年間ほぼ同程度の執行率であります。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのが第12表であります。義務的経費は48億8,958万円で、前年度と比較しまして1.8%、9,055万円の減少となっております。歳出総額に占める割合は44.1%と前年度に比べ0.7ポイントほど少なくなっております。投資的経費は19億806万円で前年度と比較しまして9.7%、1億6,893万円増加しております。主な要因は、補助事業、単独事業及び災害復旧費の増加となっております。その他経費は42億9,365万円で、前年に比べまして2.1%、9,117万円の減となっております。主な要因は維持補修費や積立金が減収したものであります。債務負担行為の状況、保育料及び町債の状況につきましては12ページから13ページの表第13、14、15のとおりであります。続きまして、14ページの第16表国民保険特別会計の決算についてであります。歳入額22億8,669万円、歳出総額21億5,181万円で、差し引き額は1億3,488万円となっております。国民保険税の収納状況を第17表に示しております。平成30年度は調定額5億300万円で収入済額4億4,986万円となっており、徴収率は89.4%であります。また、収入未済額は5,177万円、不納欠損額は136万円であります。推移の状況につきましては16ページの第18に示しているとおりであり、年々徴収率は向上しております。第19表の歳出決算を見ますと、予算現額22億824万円に対し、支出済額21億5,181万円で、執行率は97.4%であり、前年度より4

億3,228万円減っております。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が69.1%、医療給付費分が20%などとなっております。第20表の後期高齢者医療特別会計決算では、歳入総額が1億9,439万円、歳出総額は1億9,155万円で、歳入歳出差引額は283万円となっております。続きまして介護保険特別会計の決算状況が18ページ、第22表及び23表で、歳入総額21億4,370万円、歳出総額が20億788万円で、歳入歳出差引額は1億3,582万円となっております。第24表の介護保険料の収納状況を見ますと、前年度に比べ不納欠損額、収入未償額ともに減少しています。保険給付費は、第25表のとおり年々増加しております。20ページの第26表と第27表が介護サービスに関する資料を示しております。21ページの下水道事業特別会計決算状況を説明しますと、歳入総額7億7,862万円、歳出総額7億5,077万円で、歳入歳出差引額は2,785万円となっております。歳入では前年に比べ繰入金及び財産収入が増加しております。下水道受益者負担金及び下水道使用料の収納状況が22ページの第29、30表で、収入未償額は両方とも前年に比べ減少し、受益者負担金の徴収率は2.2ポイント下水道使用料は0.5ポイント上昇しております。下水道事業及び簡易水排水事業における町債の状況を示した表が第31表となっております。球磨郡障害認定審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査特別事業特別会計の決算状況が23ページ、奨学金の積立状況、貸付状況及び返済状況が24ページにそれに公営住宅敷金の状況等を25ページの各表に示しております。26ページの基金の運用状況であります、大部分が基金の積立利息や国債売却によるもので増減につきましては第39表のとおりであります。ふるさと基金は、主に集団健診、学校ICT機器リース料、店舗改装事業等の補助金として取り崩しを行っております。まちづくり基金については、主に総務課、商工観光課、教育課で実施したまちづくりに関する事業の財源として、産業活性化基金は主に農業支援センター負担金、農業振興補助金、産業用地企業振興補助金の財源として取り崩しを行っております。次に財政構造についてですが、歳入の構成を自主財源と依存財源に区分して年度別に比較した表が27ページ第40表であります。自主財源比率は前年と変わらず25%であります。特別会計の繰入状況が41表であり、8億795万円の繰り入れを一般会計から行っております。各種財政指標を示したものが28ページの第42表であります。財政力指数につきましては、本年度は0.232でわずかに上昇しております。経常収支比率につきましては70%から80%に分布するのが望ましいとされておりますが、当町では88%となっております。ちなみに、29年度の決算における全国の類似団体の平均値は89.7%となっております。実質収支比率は一般的に3%から5%が望ましいとされているところではありますが9.2%となっております。財産管理の状況についてであります。公有財産のうち土地及び建物に関する普通財産は、所有していた分収林が直営林となったことから2,000平米増加し、上地区の産業用地や旧須恵中学校跡地の宅地分譲地等の売却で5,337.81平米減少し、3,337.8平方メートル減少したこととなっております。行政財産では、分収林を直営林にしたことによる増加と須恵地区体育館の解体に伴う用途廃止による減収分を差し引いて、3万6,609.42平米の土地面積が増加しております。また、建物として須恵地区体育館やヘルシーランドの改修等により、1,489.6平米減少しております。なお、あさぎり町財産規則第12条に規定する公有財産台帳に記入すべき価格の整備については早急に行っていただきたいと思っております。それでは、審査の結果と意見について述べてまいりたいと思っております。審査に付された平成30年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸表帳簿その他証憑書類と照合し、また担当職員の質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産管理に關しての在庫品についても、例月現金出納検査等を通じまして定期的に関係帳簿と照合し適切に管理されていることを確認しております。決算に関する総括的な意見は次のとおりであります。一般会計に關しまして、一般会計の歳入の10%以上を占める町税の調定額及び収入済額ともに増加しています

が、徴収率は93.1%と前年よりわずかに減少しております。滞納が高額な案件や徴収困難な案件が存在することから、今後とも粘り強い徴収に努めていただき、負担の公平性を確保するようにお願いいたします。特別会計に関しては、いずれの特別会計についても黒字となっておりますが、分担金及び負担金で運営している球磨郡障害認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外については、不納欠損や収入未済があり、徴収努力でさらなる健全な運営となるよう努めていただきたいと思います。なお、一般会計及び特別会計ともに各課の税金や料金等の改修に当たっては、引き続き債権回収対策連絡会議での検討など、全庁挙げての対応をお願いいたします。財政構造に関しては、先に述べましたとおり、本町の自主財源比率は25%でまだ低い水準にあります。税収及び寄附金は伸びているものの、国県の支出金は本年度も減少し、地方交付税も年々減額されており、今後基金を取り崩しながらの財政運営が想定されます。行政水準を維持するため、優先順位等を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいと思います。財政分析です。財政の弾力性を示す経常収支比率については、本年度88.8%であります。これは分母となる地方交付税の減少が要因と考えられます。歳出総額も義務的経費も前年度より減少しているとはいえ、今後高齢化が進む中、扶助費が年々増加してくると見込まれます。財政力指数については0.232で、ここ数年横ばいの状況で推移しています。財政改革等の取り組みを通じまして、財政基盤の強化に努めていただきたいと思います。基金の運用についてですが、保有状況については第39表のとおり、証憑帳簿との照合を行い、いずれも基金も適正に管理運用されていると認められましたので今後とも適正な管理運用をお願いいたします。以上が一般会計及び特別会計に関する決算審査の状況と総括的な意見であります。続きまして、平成30年度あさぎり町水道特別会計歳入歳出決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては先に述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象といたしました平成30年度決算書及び附属書類の計数は、関係諸帳簿及び証票書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、4ページ以降の資料をご覧ください。第1表のとおり、平成30年度の事業収益は4億1,553万円と、前年度より1,820万円、4.6%増収しております。平成30年度における水道料金の収納状況については第2表のとおりであります。徴収率は96.5%となり、前年度に比べ0.5%上昇いたしました。収入未償額は過年度分を含めまして約787万円と前年に比べ79万円ほど減少していますが、2年連続で400万ほどの未収額が発生していることから、さらなる徴収努力をお願いいたします。飛びまして10ページの経営分析で明らかのように、固定資産構成比率が90.6%、固定負債構成比率が38.8%と前年より改善されていますが、事業の効率化硬直化が懸念される数値であります。また、営業収支比率も水道料金を上げたにもかかわらず69.2%と低い数値であり、さらなる経営改善を進めていく必要があるものと考えております。なお老朽施設の改修等が今後増えていくとなど厳しい状況である現状について広報紙等で周知しておくことも必要と考えます。次に、平成30年度の決算に基づく健全化判断比率等及び公営企業資金不足比率等の審査意見についてであります。実質公債比率につきましては、年間の借金返済の額をあらわすもので、資金繰りの程度をあらわす指標で、比率の低いほうが財政に余裕があり健全性が高いと言われております。平成30年度の実質公債比率は8.5%で前年度に比べ0.3ポイントほど改善しております。続きまして将来負担比率についてであります。土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合をあらわすもので、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。前年度に続き平成30年度も分子がマイナスになったため指標は数値化されておられません。この要因としましては、将来負担額としての公営企業債等繰入見込み額や退職手当見込み額が減少したことによりまして充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより分子がマイナスになったことによります。最後に資金不足についてであります。公営企業に見る資金不足は生じていないため指標は数

値化されておられません。今後普通交付税が段階的に削除されることから、今後も健全財政に向けた取り組みを行っていく必要があると思います。少し長くなりましたけど、以上で1年の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） これから決算審査意見書について代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、来る9日は建設経済常任委員会所管課分、10日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、11日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を13日に行いたいと思います。御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって来る9日は建設経済常任委員会所管課分、10日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、11日は税務課を除く総務文教委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、13日に総括質疑及び採決を行うことと決定しました。なおお手元に配付しました文書のとおり各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告をしておきます。お諮りします。明日6日は熊日金婚夫婦表彰式及び各種委員会開催のために休会とし、8日と9日は休日のために休会にしたいと思います。御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって明日6日から8日は休会とすることに決定いたしました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後2時15分 散会